

宮代町町制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町町制施行70周年を記念して宮代町をPRすることを目的として、ロゴマークの使用について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、町に帰属する。

(使用条件)

第4条 何人も広く宮代町をPRすることを目的として、ロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号に掲げる禁止事項に反しない範囲の使用に限る。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (3) 特定の個人等の売名に使用すること。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
- (5) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。
- (6) 町のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

(営利目的による使用)

第5条 営利目的（ロゴを使用した商品の作成や商品パッケージへの印刷等をいう。）でロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ町長にその旨を届け出るものとする。

2 前項の届出は、宮代町町制施行70周年記念ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を町長に提出して行うものとする。

3 前項の届出書の提出は、宮代町公式ホームページから必要な事項を入力して代えることができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に定める使用条件に従うこと。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(3) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと。

(使用者の責任)

第8条 使用者がロゴマークの使用により町に損害を与えた場合、町長はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故若しくは苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに町長に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、町は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の禁止)

第9条 使用者が第4条に定める使用条件に反する使用を行った場合その他ロゴマークを使用することが適当でないと町長が認めた場合、町長は当該使用者に対しロゴマークの使用を禁止することができる。

附 則

この告示は、制定の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。